

あいちアール・ブリュット展10周年記念事業委託業務 企画提案募集要領

以下のとおり、「あいちアール・ブリュット展10周年記念事業委託業務」に係る企画提案募集を実施する。

1 業務の目的

- ・2014年度から開催している「あいちアール・ブリュット展」が2023年度に事業開始10年目を迎えることから、障害者アート推進の機運をさらに高めるために「あいちアール・ブリュット展10周年記念事業」（以下「10周年記念事業」という。）を実施する。
- ・10周年記念事業のうち、以下4点の実施業務を委託する。
 - ①アート雇用により企業に雇用された作者や「あいちアール・ブリュット展」優秀作品2回入選者等（以下「作者等」という。）の活躍を称える記念式典及び公演の開催
 - ②作者等の作品やこれまでの「あいちアール・ブリュット展」の取組を紹介したパネルを展示する10周年記念美術館展示
 - ③「あいちアール・ブリュット展」10年間の取組実績を発信するための記念誌及び記念動画の作成
 - ④「あいちアール・ブリュット展」10年間の取組実績を紹介するチラシ及びポスターの作成・配布

2 業務概要

（1）業務名

あいちアール・ブリュット展10周年記念事業委託業務

（2）業務内容

本業務の内容は別添「あいちアール・ブリュット10周年記念事業委託業務仕様書」による。

（3）委託金額限度額

4,337,966円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）契約期間

契約の日から令和6年3月31日（日）まで

（5）委託の方法

事業実施に係る企画提案を募集し、審査選考委員会により企画提案者の中から受託候補者を選定する。受託候補者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点の者と協議を行う。

3 応募資格

応募資格者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 「令和 4・5 年度入札参加資格者名簿」の「大分類 03. 役務の提供等」「03. 映画等製作・広告・催事」または「中分類 16. その他の業務委託等」に登録されている者であること。
- (2) 応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

4 応募方法

- (1) 応募書類の作成

別紙「企画提案書作成要領」による。

- (2) 提出期限

令和 5 年 6 月 12 日（月）午後 5 時（必着）

- (3) 提出先

愛知県障害者芸術活動参加促進事業実行委員会事務局

（愛知県福祉局福祉部障害福祉課社会参加推進グループ）

※「9 問合せ先」と同じ

- (4) 提出方法

持参もしくは郵送による（電子メール及び FAX による応募は不可）。

持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、期限までに確実に到着するよう留意すること。

- (5) 応募に関する問い合わせ

問い合わせは、令和 5 年 6 月 7 日（水）午後 5 時まで電子メールでのみ受け付ける（電子メール送信後、電話連絡すること）。

問い合わせへの回答は、質問者へメールで回答するとともに令和 5 年 6 月 9 日（金）を目途にあいちアール・ブリュット Portal Site 及び愛知県ホームページに掲載する。

メール送信先	メールの件名
powerofart@pref.aichi.lg.jp	【10 周年記念事業】企画提案募集に関する質問

- (6) 留意事項

ア 企画提案は、1 者につき 1 案とする。2 案以上提出した場合は、すべての企画提案を無効とする。

イ 法令等に違反する企画提案や愛知県障害者芸術活動参加促進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う事業として不適切な企画提案は選考前に不採用とする。

ウ 企画提案の内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とする。

エ 企画提案に係る経費（必要書類の作成に要する経費等）は実行委員会では負担しない。

オ 提出された企画提案書等の書類はいかなる理由があっても返却しない。

カ 受託候補者の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、実行委員会と受託候補者が協議して実施内容を決定する。

キ 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

（ア）提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

（イ）実行委員会事務局職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

（ウ）企画提案者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

5 契約条件

（1）契約形態

委託契約

（2）契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2（契約保証金）の規定により算出したもので、契約金額に 100 分の 10 以上を乗じて得た額である。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3(契約保証金の納付の免除)の規定に該当する場合は、全額免除する。

（3）支払方法

概算払いとする。委託料の額は契約金額と事業の実施に要した実支出額のいずれか少ない方の額とし、事業完了後の検査の結果、概算払いにより支払を受けた委託料に余剰を生じた場合は、実行委員会が定める日までにこれを返還する。

6 審査方法

（1）審査手順

委託者が設置する企画提案審査委員会において、提出された企画提案について審査を行い、最も優れている企画提案者を受託候補者として選定する。審査は、企画提案者のプレゼンテーションによるものとする。

なお、審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 全体評価項目

- (ア) 候補者の概要
- (イ) 全体方針
- (ウ) 事業実施体制
- (オ) 見積経費

イ 各業務評価項目

- (ア) 記念式典及び公演の開催
- (イ) 美術館展示
- (ウ) 記念誌及び記念動画の作成
- (エ) チラシ及びポスターの作成・配布

ウ 社会的取組項目

- (ア) 環境に配慮した事業活動
- (イ) 障害者等への就業支援
- (ウ) 障害者就労施設等からの調達実績
- (エ) 認知症に対する理解促進
- (オ) 男女共同参画社会の形成
- (カ) 仕事と生活の調和

(3) 審査結果

ア 審査結果については、審査終了後、各企画提案者に文書で通知する。

イ 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

7 スケジュール（予定）

令和5年6月 2日	募集開始
令和5年6月 7日	募集募に関する問合せの締切
令和5年6月12日	企画提案書提出期限
令和5年6月16日	企画提案審査委員会（プレゼンテーション）
令和5年6月中旬以降	委託契約締結

8 問合せ先

愛知県障害者芸術活動参加促進事業実行委員会事務局（担当：竹内、高田）
（愛知県福祉局福祉部障害福祉課内）

住 所 〒461-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6697

F A X 052-954-6920

メール powerofart@pref.aichi.lg.jp